

## 防弾防刃救命衣 21 個ほか 1 点買入の調達に関する公募

令和 6 年 12 月 18 日

海上保安庁警備救難部

警備課長 三盃 晃

次のとおり、参加者を公募する。

### 1. 公募の概要

本案件は、海上保安庁が調達を行う「防弾防刃救命衣 21 個ほか 1 点買入」について買入契約を希望する者を公募するものである。

参加を希望するものは、所定の様式により申込を行い、本案件を受注するために必要な要件を満たしているか否かの審査を受け、合格した場合には本案件の調達に関して参加が可能となる。

### 2. 案件概要

#### (1) 調達案件名

防弾防刃救命衣 21 個ほか 1 点買入

#### (2) 納入期限

令和 7 年 3 月 14 日

#### (3) 契約予定日

令和 7 年 1 月 21 日

### 3. 参加要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」A、B、C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

(4) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

(5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(6) 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。

#### 4. 応募要領

本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類を令和7年1月8日までに担当係に提出すること。

提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出すること。

提出書類

- (1) 参加申込書（別紙1）
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
- (3) 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
  - ・ 誓約書（別紙2）
  - ・ 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3参照）
- (4) 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等

#### 5. 資料配布期間及び申込受付期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月8日（水）17時までの間

#### 6. 問い合わせ先及び審査資料の提出場所

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

海上保安庁警備救難部警備課 豊田

電話 03-3591-6361（内線 5621）

#### 7. その他

- (1) 合否の決定

令和7年1月10日（金）までに文書等により通知する。

- (2) 当該調達は「予算決算及び会計令第99条第1号」に基づき「国の行為を秘密にする必要がある」として契約を行うものであり、情報の保全を図ることが必要な調達であるため本仕様書は、この公募により応募した者のうち、海上保安庁警備救難部警備課長の同意を得た者にのみ配布する。
- (3) 提出書類の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とすることがある。

(提出年月日)

海上保安庁警備救難部警備課長 殿

(競争参加者の)

住 所

社 名

代表者氏名

印

参 加 申 込 書

1. 調達物件名

防弾防刃救命衣 2 1 個ほか 1 点買入

2. 提出書類

①本書 (別紙 1)

②令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格決定通知書 (写)

③誓約書 (別紙 2)

④情報保全に係る履行体制に関する資料 (別紙 3)

⑤守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等

3. 連絡員の氏名及び連絡先

## 誓 約 書

海上保安庁警備救難部  
警備課長 殿

法人住所

法人名

代表者氏名

印

「防弾防刃救命衣 2 1 個ほか 1 点買入」仕様書及び関連情報（以下「仕様書等」という。）の取扱いにつきましては、下記事項を遵守し、秘密の保全に万全を期すとともに、当社で定める秘密保全に関する諸規定を遵守することは勿論、秘密の漏洩、事故等が発生した場合は直ちに貴庁へ報告するとともに当該事故に係る責任を負うことを誓約します。

### 記

#### 1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書に記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に 3 項になら返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても 1 項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、「情報取扱者名簿」（様式 3）に定める。

#### 2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁警備救難部警備課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要がある場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。  
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。  
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

別紙 3

情報保全に係る履行体制に関する資料

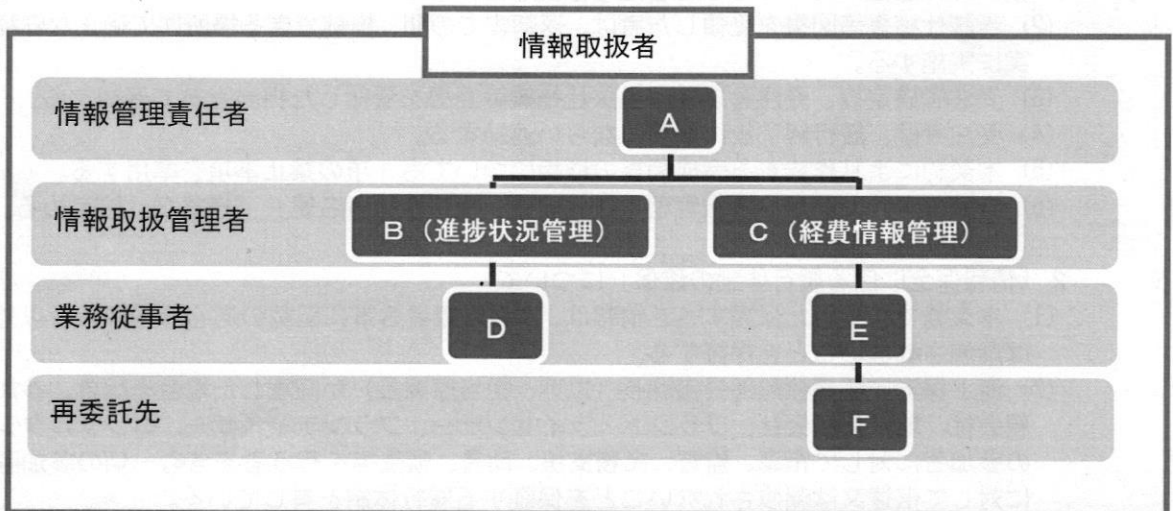
① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
  - (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
  - (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
  - (※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
- ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある